

昆明・モンテリオール生物多様性枠組（暫定訳）<sup>1</sup>

## セクション A. 背景

1. 生物多様性は、人類の福利と健全な地球、そしてすべての人々の経済的繁栄の基本である。母なる大地とバランスよく共生することを含め、我々は食料、医薬品、エネルギー、清浄な空気と水、自然災害からの安全、レクリエーションや文化面での感動・着想を生物多様性に依存しているだけでなく、生物多様性は地球上の生命のすべてのシステムを支えている。

2. この地球規模生物多様性枠組は、現在実施されている取組みにも関わらず世界中で生物多様性が人類史上前例のない速度で劣化していることを示す大量の証拠を提供する 2019 年の生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）の生物多様性及び生態系サービスに関する地球規模評価報告書、地球規模生物多様性概況第 5 版、及びその他多くの科学的文書への対応に努めるものである。IPBES の地球規模評価報告書は次のように述べている：

評価された動物と植物の種群のうち平均約 25%が絶滅のおそれがあるとされており、生物多様性損失の要因の力を低減する取組みが講じられない限り、約 100 万種、その多くが数十年の間に、絶滅に直面することが示唆されている。そのような行動がとられない限り、現時点ですでに過去 1,000 万年間の平均よりも数十倍から数百倍も早まっている地球規模での種の絶滅速度がさらに加速することになる。

人間が全体として依存している生物圏は、あらゆる空間規模でこれまでと比較できない程に改変されている。生物多様性—種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性—は、現在、人類史上のどの時点においてよりも急速に減少している。

社会変革を促進する緊急かつ協調的な取組みを通じて、他の世界的な社会目標を同時に達成しながら、自然を保全し、回復し、持続可能に利用することができる。

地球規模で影響を及ぼす自然の変化の直接要因は（影響の大きい順に）土地と海の利用の変化、生物の直接採集、気候変動、汚染及び外来種の侵入である。これら 5 つの直接要因は様々な根本的原因、すなわち変化の間接要因、によって引き起こされている。さらに根本的な原因の背景には、（中略）社会の価値観や行動がある。直接要因と間接要因の変化の速度は、地域や国によって異なる。

3. 昆明・モンテリオール生物多様性枠組は、生物多様性戦略 2011-2020 とその成果、ギャップ、教訓、および他の関連多国間環境協定の経験と成果に立脚しており、持続可能な開発のための 2030 アジェンダとその持続可能な開発目標（SDGs）に則して 2030 年までに

<sup>1</sup> 作成者注：本仮訳は、2022 年 12 月 19 日に採択された会議文書（CBD/COP/15/L.25）の Annex（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）に基づき、仮訳を行ったものである。

我々の社会と生物多様性との関係に変容をもたらす幅広い活動を実施するための野心的な計画を規定するものとなっているとともに、2050年までの自然との共生という共通のビジョンの達成を確保するものとなっている。

## セクション B. 目的

4. この枠組は、社会全体の関与を得て、生物多様性の損失を阻止・反転させ、ビジョン及びミッション、ゴールおよびターゲットの中で設定されている成果を達成することにより、条約の3つの目的と議定書の実施に寄与するべく、政府、準国家及び地方政府による緊急かつ革新的な行動を触媒し、可能にし、刺激することを目的とする。目的は、条約の3つの目的をバランスのとれた形で完全に実施することである。

5. この枠組は行動志向かつ成果志向であり、あらゆるレベルにおける政策、ゴール、ターゲット、生物多様性国家戦略及び行動計画の改訂、策定、更新及び実施を指導及び推進するとともに、あらゆるレベルにおいてより高い透明性と責任ある形で進捗状況のモニタリングと点検を促進することを目的とする。

6. この枠組は、生物多様性条約とその議定書、他の生物多様性関連条約、その他の関連多国間協定及び国際機関との間の整合性、補完性及び協力を、それぞれの権限を尊重しながら推進するとともに、この枠組の実施を強化するために多様な主体の間で協力とパートナーシップの機会を創出する。

## セクション C. 枠組の実施についての考慮事項

7. この枠組は、ビジョン、ミッション、ゴール、ターゲットを含めて、以下に整合する形で理解され、行動され、実施され、報告され、評価される：

### *先住民及び地域社会の貢献と権利*

8. この枠組は、生物多様性の管理者及び保全、回復及び持続可能な利用におけるパートナーとしての先住民及び地域社会の重要な役割と貢献を認識する。この枠組の実施は、関連する国内法、先住民族の権利に関する国連宣言を含む国際文書、および人権法に従った、意思決定における完全かつ効果的な参加を通じるなどして、先住民及び地域社会の権利、生物多様性についての伝統的知識を含む知識、工夫、世界観、価値観及び慣行が、尊重され、文書化され、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意<sup>2</sup>を得て保存されることを確保しなければならない。この点について、枠組のいかなる内容も、先住民が現在有しているか将来獲得する可能性のある権利を制約または消滅させるものと解釈されるべきではない。

### *様々な価値の体系*

---

<sup>2</sup> 本枠組では、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意は、「事前の十分な情報に基づく同意」又は「自由意思による事前の十分な情報に基づく同意」又は「承認及び関与」という3つの用語に言及することとする。

9. 自然は、生物多様性、生態系、母なる大地、生命システムなど、様々な人々の様々な概念を体現している。自然が人々にもたらすものは、生態系の財やサービス、自然の恵みといった様々な概念を体現している。自然と自然がもたらすものはどちらも、人類の福利、自然との共生、母なる大地との調和のとれた共生を含め、人類の存在と良質な生活にとって不可欠なものである。この枠組は、これらの多様な価値の体系と概念を、これらや自然の権利、母なる大地の権利を認める国がこれらをこの枠組の実施の成功にとって不可欠な一部と認識していることも含めて、認識する。

#### *全政府的及び全社会的アプローチ*

10. この枠組は、すべての主体～政府全体及び社会全体～のためのものである。枠組の成功は政治的な意思と政府の最高レベルの認識を必要とし、あらゆるレベルの政府とすべての主体による行動と協力に依存する。

#### *各国の状況、優先事項及び能力*

11. この枠組のゴールとターゲットは、その性質上グローバルなものである。各締約国は、自国の状況、優先事項及び能力にしたがって、この枠組のゴールとターゲットの達成に貢献する。

#### *ターゲットに向けた集団的努力*

12. 締約国は、広範な市民的な支援をあらゆるレベルで動員することにより、この枠組の実施を促進する。

#### *発展の権利*

13. 1986年の発展の権利に関する国連宣言を認識し、この枠組は、生物多様性の保全と持続可能な利用にも同時に貢献する、持続可能で責任ある社会経済面での発展を実現する。

#### *人権に基づくアプローチ*

14. この枠組の実施は、人権を尊重し、保護し、推進し、充足する人権に基づくアプローチに従うべきである。枠組は、清浄で健全かつ持続可能な環境に対する人権<sup>3</sup>を認識する。

#### *ジェンダー*

15. この枠組の成功的な実施は、ジェンダーの平等と女性と女児の地位向上及び格差の低減の確保に依存する。

#### *条約の3つの目的と議定書の達成とバランスのとれた実施*

16. この枠組のゴールとターゲットは一体的なものであり、生物多様性条約の3つの目的にバランスよく寄与することが意図されている。枠組は、条約のこれらの目的、条約の規定、該当するところではカルタヘナ議定書、名古屋議定書に従って実施される。

---

<sup>3</sup> 2022年7月28日の国連総会決議 76/300。

### *国際的な協定または法的文書との一致*

17. この地球規模生物多様性枠組は、関係する国際義務に従って実施される必要がある。この枠組のいかなる内容も生物多様性条約もしくは他のいかなる国際協定の締約国の権利や義務の修正に同意したものと解釈されるべきではない。

### *リオ宣言の原則*

18. この枠組は、すべての生き物のために生物多様性の損失を反転させることは、人類に共通する関心事項であると認識する。この枠組の実施は環境と開発に関するリオ宣言の原則<sup>4</sup>によって指導される。

### *科学と工夫*

19. この枠組の実施は、科学、技術及び工夫の役割を認識しつつ、科学的根拠と伝統的知識及び慣行に基づく。

### *生態系アプローチ*

20. この枠組は、条約の生態系アプローチ<sup>5</sup>に基づいて実施される。

### *世代間衡平性*

21. この枠組の実施は、将来世代が自らの需要を満たす能力を損なうことのない形で今の世代の需要を満たすことと、あらゆるレベルにおける意思決定への若い世代の意味ある参加を確保することを目的とする、世代間衡平性の原則によって指導される。

### *公式および非公式の教育*

22. この枠組の実施は、先住民及び地域社会の多様な世界観、価値観、知識体系を認識しつつ、科学と政策の接点に関する研究及び生涯学習プロセスを含む、あらゆるレベルでの、公式及び非公式での、変革的で、革新的で、学際的な教育が必要である。

### *資金へのアクセス*

23. この枠組の完全な実施には、適切で、予測可能かつ容易にアクセスできる資金が必要である。

### *協力とシナジー*

24. 生物多様性条約とその議定書、他の生物多様性関連条約及び国際機関や国際プロセスとの間で、世界、地域、準地域及び国内のレベルを含めて、それぞれの権限の範囲内で、連携、協力及びシナジーを強化することは、より効率的かつ効果的な形でこの枠組の実施に貢献し、推進する。

### *生物多様性と健康*

---

<sup>4</sup> 環境と開発に関するリオ宣言 (A/CONF.151/26/Rev.1 (vol.I)), United Nations publication, Sales No. E.93.1.8.

<sup>5</sup> 決定 V/6

25. この枠組は、生物多様性と健康と条約の 3 つの目的との間の相互のつながりを認識する。枠組は、生物多様性に関係する医薬品、ワクチン及び他の衛生製品を含むツールと技術への衡平なアクセスの必要性を認識し、健康に対するリスクを減らすために生物多様性への影響を低減して環境の劣化を軽減するとともに、必要に応じて実際的なアクセスと利益配分の体制を構築することの緊急の必要性を強調しつつ、他の全体的アプローチに加えて、科学に基づき、多様なセクター、領域及びコミュニティを協働のために動員し、人の健康、動物の健康、植物の健全性、生態系の健全性を持続可能な形で調和・最適化するワンヘルスアプローチを考慮して実施される。

#### セクション D. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダとの関係

26. この枠組は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に貢献するものである。同時に、持続可能な開発目標（SDGs）に向けた進捗及びその 3 つの側面（環境、社会及び経済）すべてにおける持続可能な開発の達成が、この枠組のゴールとターゲットを達成するために必要な条件を創出するために必要である。この枠組は、生物多様性と文化的多様性の間の重要なつながりを認識の上、生物多様性、その保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を、持続可能な開発アジェンダの中心に据える。

#### セクション E. 変化の理論

27. この枠組は、持続可能な開発を達成し、生物多様性の損失を悪化させている好ましくない要因を低減及び／もしくは反転させ、すべての生態系が回復し、条約のビジョンである 2050 年までの自然との共生を達成できるようにするためには、世界、地域及び国のレベルで緊急的な政策行動が必要であることを認識する変化の理論に基づいて構築されている。

#### セクション F. 2050 年ビジョン及び 2030 年ミッション

28. この枠組のビジョンは、「2050 年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」自然と共生する世界である。

29. 2050 年ビジョンに向けた、2030 年までの期間のこの枠組のミッションは次のとおりである：

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復の道筋に乗せるために、生物多様性の損失を食い止めるとともに反転させるための緊急の行動をとること。

## セクション G. 2050 年昆明—モンテリオールゴール

30. この枠組には 2050 年ビジョンに関連する 2050 年に向けた 4 つの長期のゴールがある。

### ゴール A

すべての生態系の健全性、連結性及びレジリエンスが維持され、強化され、又は回復され、2050 年までに自然生態系の面積を大幅に増加させる；

既知の絶滅危惧種の人によって引き起こされる絶滅が阻止され、2050 年までに、すべての種の絶滅率及びリスクが 10 分の 1 に削減され、在来の野生種の個体数が健全かつレジリエントな水準まで増加される；

野生種及び家畜・栽培種の個体群内の遺伝的多様性が維持され、その適応能力が保護される。

### ゴール B

生物多様性が持続的に利用及び管理されるとともに、生態系の機能やサービスを含む自然がもたらすものが、大切にされ、維持され、そして現在低下しているものが回復されることで増強されることで、持続可能な開発の達成を支え、2050 年までに現在及び将来の世代に便益をもたらす。

### ゴール C

国際的に合意されたアクセスと利益配分に関する法的文書に従い、遺伝資源に関連する伝統的知識を適切に保護しつつ、遺伝資源、遺伝資源に関するデジタル配列情報、及び該当する場合には遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる金銭的・非金銭的利益が、公正かつ公平に、必要に応じて先住民及び地域社会も含めて配分されるとともに、2050 年までに大幅に増加することによって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

### ゴール D

年間 7,000 億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、資金フローを昆明・モンテリオール生物多様性枠組と 2050 年ビジョンに整合させながら、昆明・モンテリオール生物多様性枠組を完全に実施するための、資金、能力構築、科学技術協力、技術へのアクセスと技術の移転を含む、十分な実施手段が、すべての締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、並びに経済移行国に対して確保され、衡平にアクセスできるようになる。

## セクション H. 2030 年昆明—モンテリオールターゲット

31. この枠組には、2030 年までの 10 年間の緊急の行動のための 23 の行動志向の世界的なターゲットがある。各ターゲットで定められた行動は、直ちに開始され、2030 年までに

完了する必要がある。その成果が一緒になって 2050 年のための成果志向のゴールに向けた達成を可能にする。これらのターゲットに到達するための行動は、各国の情勢、優先事項及び社会経済的な状況を考慮の上、生物多様性条約とその議定書、その他の関連する国際的な義務に整合し、調和する形で実施されるものとする。

### 1. 生物多様性への脅威の低減

#### ターゲット 1

2030 年までに生態学的健全性の高い生態系を含む、生物多様性上の重要性の高い地域の損失をゼロに近づけるために、先住民及び地域社会の権利を尊重しつつ、すべての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加的かつ統合的な生物多様性に配慮した空間計画及び／又は効果的な管理プロセスの下にあることを確保する。

#### ターゲット 2

生物多様性と生態系の機能及びサービス、生態学的健全性及び連結性を強化するために、2030 年までに、劣化した陸域、陸水域、沿岸域及び海域の生態系の少なくとも 30% で効果的な再生が行われることを確保する。

#### ターゲット 3

2030 年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも 30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、先住民の伝統的領域を認識しつつ、生態学的に代表的で良く連結され衡平に統治された保護地域システム及びその他の効果的な地域をベースとする保全手段を通じて効果的に保全及び管理されることを確実に及び可能にするとともに、適用可能な場合には、より広域の陸上景観、海洋景観及び海洋に統合されることを確保及び可能にする。一方で、このような地域において適切な場合には、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重しつつ、いかなる持続可能な利用は保全の結果と完全に整合させることを確保する。

#### ターゲット 4

生息域内及び生息域外保全と持続可能な管理の実践等を通じて、既知の絶滅危惧種の人による絶滅を阻止するとともに、絶滅リスクを大幅に減らすために種、特に絶滅危惧種の回復と保全と、在来種、野生種及び家畜・栽培種の個体群内及び個体群間の遺伝的多様性を維持及び回復して適応能力を維持するための緊急の管理行動を確保するとともに、共存に向けて人間と野生生物の軋轢を最小化するべく人間と野生生物の相互干渉を効果的に管理する。

#### ターゲット 5

先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用を尊重及び保護しつつ、生態系アプロ

一チを適用して、野生種の利用、採取及び取引が、持続可能で、安全かつ合法的であることを確保することにより、過剰利用を防止し、非対象種と生態系への影響を最小化し、病原体のスピルオーバーのリスクを低減する。

#### ターゲット6

外来種の導入経路の特定及び管理、優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着の防止、他の既知または潜在的な侵略的外来種の導入及び定着率の2030年までの少なくとも50%削減、特に島嶼などの優先サイトにおける侵略的外来種の根絶又は防除によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響をなくし、最小に留め、低減しそして又は緩和する。

#### ターゲット7

より効率的な栄養素の循環・利用などにより環境中に流出する過剰な栄養素を少なくとも半減、科学に基づき、食料安全保障や生活を考慮しつつ、総合防除などにより農薬及び有害性の高い化学物質によるリスクを全体として少なくとも半減、プラスチック汚染を防ぎ、削減し、廃絶に向けて努力するなど、あらゆる汚染源からの汚染のリスクと悪影響を2030年までに、蓄積効果を考慮しつつ、生物多様性、生態系の機能・サービスに有害でない水準まで削減する。

#### ターゲット8

気候に対する行動による生物多様性への負の影響を最小化し正の影響を向上させる形で、自然を活用した解決策及び／もしくは生態系を活用したアプローチ等を用いた緩和、適応、及び防災・減災の行動を通じて、気候変動及び海洋酸性化による生物多様性への影響を最小化するとともに、レジリエンスを増強させる。

### 2. 持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たすこと

#### ターゲット9

生物多様性を向上させる持続可能な生物多様性に基づく活動、製品とサービスと、先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用の保護と奨励等によって、野生種の管理と利用が持続可能であることを確保することによって、人々、特に脆弱な状況にある人々及び生物多様性に最も依存している人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす。

#### ターゲット10

農業、養殖、漁業、および林業が営まれている地域が、持続可能な集約化やアグロエコロジー及びその他革新的なアプローチなどの生物多様性に配慮した活動の適用の大幅な増加などを含め、特に生物多様性の持続可能な利用を通じて、持続可能な方法で管理されることを



確保し、これらの生産システムの強靱性と長期的な効率性と生産性および食料安全保障に貢献し、生物多様性を保全・回復し、生態系の機能とサービスを含む人々への自然の貢献を維持する。

#### **ターゲット 11**

すべての人々と自然のために、自然を活用した解決策及び／又は生態系に基づくアプローチを通じて、大気、水及び気候の調節、土壌の健全性、花粉媒介及び災害リスクの低減、並びに自然災害からの保護などの生態系の機能とサービスを含む、自然がもたらすものを回復、維持及び強化する。

#### **ターゲット 12**

生物多様性の保全と持続可能な利用を主流化することにより、都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の面積と質、連結性、アクセス、便益を大幅に増加させるとともに、生物多様性に配慮した都市計画を確保にすることで、在来の生物多様性、生態学的連結性及び健全性を向上させ、人の健康と福利及び自然とのつながりを改善し、包摂的かつ持続可能な都市化と生態系の機能とサービスの提供に貢献する。

#### **ターゲット 13**

遺伝資源、遺伝資源のデジタル配列情報、並びに遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保するために、必要に応じて、あらゆるレベルにおいて、効果的な法律上、政策上、行政上の手段及び能力構築の手段を講じ、遺伝資源への適切なアクセスを促進し、2030年までに、適用可能な国際的なアクセス及び利益配分に関する法的文書に従って配分される利益の大幅な増加を促進する。

### *3. 実施のためのツールと解決策及び主流化*

#### **ターゲット 14**

あらゆるレベルの政府内及び政府間、並びにすべてのセクター、特に生物多様性に顕著な影響を与えるセクター横断的に、生物多様性とその多様な価値が、政策、規則、計画及び開発プロセス、貧困根絶戦略、戦略的環境アセスメント、及び必要に応じて国家勘定に統合されることを確保することにより、すべての関連する公的な活動及び民間の活動、財政及び資金フローをこの枠組のゴール及びターゲットに徐々に整合させる。

#### **ターゲット 15**

生物多様性への負の影響を徐々に低減し、ビジネス及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産様式を確保するための行動を推進するために、ビジネスに対し以下の事項を奨励してできるようにしつつ、特に大企業や多国籍企業、金融機関に

については確実に行わせるために、法律上、行政上、又は政策上の措置を講じる：

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること。すべての大企業並びに多国籍企業、金融機関については、業務、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオにわたって実施することを要件とする；
- (b) 持続可能な消費様式を推進するために消費者に必要な情報を提供すること；
- (c) 該当する場合は、アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告すること。

#### **ターゲット 16**

政策上、法律上又は規制的な枠組の確立、教育及び正確な関連情報や代替手段へのアクセスの改善によって、人々が持続可能な消費の選択を奨励され、行えるようにするとともに、2030年までに、すべての人々が母なる大地とうまく共生するために、世界の食料廃棄の半減、過剰消費の大幅削減、廃棄物の発生的大幅削減などを通じて、消費のグローバルフットプリントを衡平な形で削減する。

#### **ターゲット 17**

すべての国において、生物多様性条約の第8条 (g) 項で規定されているバイオセーフティ措置、及び第19条に定められているバイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益の配分のための措置を確立し、そのための能力を強化し、実施する。

#### **ターゲット 18**

補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを2025年までに特定し、公正、公平、効果的な方法により、廃止、段階的廃止または改革を行う。もともと有害なインセンティブから開始し、2030年までに少なくとも年間5,000億ドルを大幅にかつ漸進的に削減し、生物多様性の保全と持続可能なために有益なインセンティブを拡大する。

#### **ターゲット 19**

生物多様性国家戦略及び行動計画を実施するために、条約第20条に従い、効果的、適時かつ容易にアクセスできる方法で、国内、国際、公共及び民間の資源を含む、あらゆる供給源からの資金の水準を実質的かつ段階的に引き上げ、2030年までに以下の行動などによって少なくとも年間2,000億米ドルを動員する：

- (a) 政府開発援助を含む、先進国からの、及び先進国締約国の義務を自発的に引き受ける国からの、途上国、特に後発開発途上国と小島嶼開発途上国、並びに経済移行国への生物多様性関連の国際的な資金、2025年までに少なくとも年間200億米ドル、2030年までに少なくとも年間300億米ドルまで増加させること；

- (b) 各国のニーズ、優先事項及び状況にしたがい、自国の生物多様性資金計画又は類似の文書の作成と実施によって促進される、国内資源の動員を大幅に増加させること；
- (c) 民間資金をレバレッジすること、ブレンドファイナンスを推進すること、新規及び追加的な資源の調達のための戦略を実施すること、そして民間セクターに対して、インパクトファンド及びその他手段などを通じて、生物多様性に投資するよう奨励すること；
- (d) 生態系サービスに対する支払い、グリーンボンド、生物多様性オフセット及びクレジット、利益分配メカニズムなどの革新的なスキームを刺激すること。；
- (e) 生物多様性及び気候危機を対象とする金融のコベネフィット及びシナジーを最適化すること
- (f) 先住民及び地域社会等による集団行動、母なる大地を中心とした行動<sup>6</sup>、及び生物多様性の保全を目的としたコミュニティ主体の自然資源管理や市民社会の協力と連帯といった市場に基づかないアプローチの役割を強化すること
- (g) 資源の提供と利用における有効性、効率性及び透明性を高めること；

## ターゲット 20

この枠組のゴールとターゲットの野心性に見合った効果的な実施に向けたニーズを、特に途上国において満たすべく、南南協力、南北協力、三角協力などを通じて、能力の構築及び開発、技術へのアクセスと技術移転を強化するとともに、イノベーションの創出とアクセス及び科学技術協力を促進することで、生物多様性の保全と持続可能な利用のための共同技術開発と共同科学研究プログラムを促進し、科学研究とモニタリング能力を強化する。

## ターゲット 21

生物多様性の効果的かつ衡平なガバナンス、参加型の統合的管理を行うため、そして広報、普及啓発、教育、モニタリング及び知識管理を強化するために、最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家、及び一般の人々が利用できるようにする。この文脈においても、先住民及び地域社会の伝統的知識、工夫、慣行及び技術は、国内法に従って、自由意志に基づく事前の情報に基づく同意を得た場合にのみ利用できる。

## ターゲット 22

先住民及び地域社会の文化及び土地、領域、資源、及び伝統的知識に対する権利を尊重した上で、先住民及び地域社会、並びに女性及び女兒、子供及び青年、障害者による、生物多様性に関連する意思決定への完全で、衡平で、包摂的で、効果的かつジェンダーに配慮した代

---

<sup>6</sup> 母なる大地を中心とした行動：人と自然との間の調和的かつ補完的な関係性に向けた行動の実施を可能にする環境中心かつ権利に基づくアプローチであり、すべての生き物とその群集の存続を推進するとともに母なる大地の環境機能の商品化を防ぐものである。

表と参加、及び司法及び生物関連情報へのアクセスを確保するとともに、環境人権擁護者の完全な保護を確保する。

### ターゲット 23

女性及び女児の土地と自然資源に対する平等な権利とアクセスと、あらゆるレベルでの生物多様性に関連する行動、参画、政策及び意思決定における女性及び女児による完全で、衡平で、有意義で、十分な情報提供の下での参加とリーダーシップ等を認めることによって、すべての女性及び女児が条約の3つの目的に貢献するための公平な機会と能力をもてるようなジェンダーに配慮したアプローチを通じてこの枠組の実施におけるジェンダー公平性を確保する。

### セクション I. 実施及び支援のメカニズムと実現条件

32. この枠組の実施及びそのゴールとターゲットの達成は、生物多様性条約及びその議定書の下にある支援メカニズム及び戦略を通じて、その条文と第15回締約国会議で採択された決定に従って、促進され、強化される。

33. この枠組の完全な実施には、ニーズに応じた、あらゆる財源からの十分かつ予測可能で容易にアクセス可能な資金の提供が必要である。さらに、締約国、特に途上国締約国がこの枠組を完全に実施できるようにするために、必要な能力の構築と技術の移転における協力と協働が必要となる。

### セクション J. 責任と透明性

34. この枠組の実施の成功には、合意された<sup>7</sup>同期的かつ周期的な体系を形成する計画、モニタリング、報告及び点検のための効果的なメカニズムによって裏付けされる責任と透明性が必要である。これには以下の要素が含まれる：

- (a) 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の実施の主要な手段として、標準的な様式を用いて伝達される国別目標を含める形で、この枠組とそのゴール及びターゲットと整合をとる形で改訂され、更新される、生物多様性国家戦略及び行動計画；
- (b) 昆明・モンテリオール生物多様性枠組のモニタリング枠組におけるヘッドライン指標及び必要な場合他の指標を含む国別報告書；
- (c) 昆明・モンテリオール生物多様性枠組への貢献を評価するための、国別目標を含む生物多様性国家戦略及び行動計画にある情報の世界的な分析。
- (d) 国別報告書及び、必要に応じて、他の情報源に基づく、実施手段を含む昆明・モンテリオール生物多様性枠組の実施の全体的な進捗についての世界的なレビュー；

---

<sup>7</sup> 計画、モニタリング、報告及び点検に関する決定 15/

(e)自主的なピアレビュー

(f)自主的な国別レビューのための公開フォーラムの更なる開発及びテスト

(g)該当する場合、昆明・モンテリオール生物多様性枠組に向けた非国家主体によるコミットメントに関する情報；

35. 締約国は、必要に応じて、行動及び取組みを改善することを目的として、世界的なレビューの結果を、途上国締約国への実施手段の提供を含む将来の生物多様性国家戦略及び行動計画の改訂及び実施に考慮することができる。

36. このメカニズムでは、途上国が直面する特有の課題及びそれに応じて途上国を支援するための国際協力の必要性を認識する。提供され、受領された支援の透明性に関する情報も含めた、責任と透明性のためのこのメカニズムの実施を可能にするため、能力の構築及び開発、技術面及び資金面の支援を含む実施手段が、締約国、特に途上国締約国に対し提供され、提供された支援全体の全容が示される。

37. このメカニズムは、国の主権を尊重しながら、促進的かつ、非干渉的、及び懲罰的でない方法で実施され、締約国に不当な負担をかけることを回避する。

38. 透明性及び責任のメカニズムに関する更なる勧告は、枠組のゴールとターゲット達成を目的に、必要に応じて、締約国会議によって提供される。

39. 将来の締約国会議は、昆明・モンテリオール生物多様性枠組のゴールとターゲットの達成を目的に、レビューからの成果等に基づき、必要に応じてあらゆる追加の勧告を検討し提供する。

#### セクションK. 広報、教育、啓発及び理解

40. 以下を通じた生物多様性に関する広報、教育、啓発及びすべての主体による枠組についての理解の強化は、この枠組の効果的な実施と行動の変容を達成し、持続可能なライフスタイルと生物多様性の価値を推進するために不可欠である：

(a)知識体系、生物多様性の多様な価値、生態系の機能とサービスを含む自然がもたらすもの、及び先住民及び地域社会の伝統的知識と世界観、そして生物多様性の持続可能な開発への貢献についての啓発、理解及び認識の向上；

(b) 持続可能な生計と貧困根絶の取組みを含む持続可能な開発、及び世界及び／又は各国の持続可能な開発戦略に対する全体的な貢献の向上を含む、持続可能な開発に対する生物多様性の保全と持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の重要性についての啓発の向上；

(c) この枠組を実施するための緊急行動の必要性についての啓発をあらゆるセクターと主体の間で高めること。その際にはこの枠組のゴールとターゲットの達成に向けた実施及び進捗のモニタリングへの積極的な関与ができるようにすること；

- (d) 的を絞ったコミュニケーション、対象とする主体に適した言い回し、複雑さのレベル及び内容への調整、社会経済的及び文化的な背景の考慮、先住民及び現地の言語に翻訳できる資料の作成等によって、この枠組の理解を促進すること；
- (e) メディア、市民社会及び学術研究機関を含む教育機関等の関与をえて、成功、教訓及び経験に関する情報を共有し、順応的学習と生物多様性のための行動への参加を可能にするためのプラットフォーム、パートナーシップ及び行動アジェンダを推進または構築すること；
- (f) 生物多様性に関する変革的な教育を公式、ノン・フォーマル、非公式の教育プログラムに統合し、教育機関における生物多様性の保全と持続可能な利用に関するカリキュラムを推進し、自然との共生に調和した知識、態度、価値観、行動、ライフスタイルを推進すること；
- (g) 生物多様性をモニタリングし、知識のギャップを埋めて生物多様性の保全と持続可能な利用を向上する革新的な解決策を開発するべく科学面かつ技術面での能力を強化するための、科学、技術、イノベーションの決定的に重要な役割についての意識を高めること。